

平成30年3月16日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中  
一般社団法人 全国建設業協会 御中  
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 御中  
一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 御中  
一般社団法人 全国地質調査業協会連合会 御中  
一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 御中

国土交通省 大臣官房技術調査課

### コリンズ・テクリス位置情報の特記仕様書への記載について

平成30年2月8日付けでお願いしましたコリンズ・テクリス位置情報の特記仕様書への記載に関する意見照会について、ご協力頂き有り難うございました。

コリンズ・テクリスに入力する位置情報については、発注者による指示事項とすることとしました。特記仕様書への記載例は下記のとおりです。登録作業（契約登録、変更登録、完了登録のすべてを対象）を平成30年4月1日以降に行う工事・業務に適用します。

今後とも、よろしく申し上げます。

### 記

#### 1. 特記仕様書記載例

##### 《土木工事》

第〇〇条 コリンズへの位置情報の入力

土木工事共通仕様書(平成〇年〇月版)1-1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

起点 〇〇県〇〇市〇〇 緯度 〇〇° 〇〇' 〇〇" 経度 〇〇° 〇〇' 〇〇"  
終点 〇〇県〇〇市〇〇 緯度 〇〇° 〇〇' 〇〇" 経度 〇〇° 〇〇' 〇〇"

##### ※土木工事：位置情報の記載に関する留意事項

発注者は、原則として当初契約時に、入力する位置情報を特記仕様書に明記する。明記する位置情報については、以下のことに留意するものとする。なお、大凡の工事場所の把握を目的とすることから、過度な精度は求めない。

- ①工事場所を特定できる場合、その箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする
- ②工事場所が複数箇所の場合、主たる箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする

##### 《土木設計業務等》

第〇〇条 テクリスへの位置情報の入力

土木設計業務等共通仕様書(平成〇年〇月版)第110条第3項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2011) に準拠する。

起点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”  
終点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”

### 《測量業務》

#### 第○○条 テクリスへの位置情報の入力

測量業務共通仕様書(平成○年○月版)第 111 条第 3 項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”  
終点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”

### 《地質・土質調査業務》

#### 第○○条 テクリスへの位置情報の入力

地質・土質調査業務共通仕様書(平成○年○月版)第 111 条第 3 項テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”  
終点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”

#### ※土木設計業務等、測量業務、地質・土質調査業務：位置情報の記載に関する留意事項

発注者は、原則として当初契約時に、入力する位置情報を特記仕様書に明記する。明記する位置情報については、以下のことに留意するものとする。なお、大凡の履行場所の把握を目的とすることから、過度な精度は求めない。

- ①履行場所を特定できる場合、その箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする
- ②履行場所が複数箇所の場合、主たる箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする

(①②記載例)

起点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”  
終点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”

- ③履行場所を起点・終点で示すことができない場合、起点・終点ともに代表地点、若しくは対象地域の概ね中心の位置情報とする

- ④履行場所が不特定であるか、公表することが不適当な場合、起点・終点ともに発注機関所在地の位置情報とする

(③④記載例)

起点 ○○県○○市○○ 緯度 ○○° ○○′ ○○” 経度 ○○° ○○′ ○○”  
終点 起点と同様